

I P通信網サービス契約約款 別冊（シェアードI P - P B Xサービス）

【現改比較表】 2021年6月24日現在

～2021年6月30日

2021年7月1日～

目次（略）

第1章 ～第10章（略）

料金表

通則

1（略）

（料金の計算方法等）

2～3（略）

4 3の規定による定額利用料等の日割は料金月の日数により行います。この場合、[第77条第2項第2号の表の1欄に規定する料金](#)、[第78条2第2項第2号の表の1欄に規定する料金](#)又は[第79条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。](#)

5～14（略）

目次（略）

第1章～第10章（略）

料金表

通則

1（略）

（料金の計算方法等）

2～3（略）

4 3の規定による定額利用料等の日割は料金月の日数により行います。この場合、[第79条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。](#)

[4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表（料金（附带サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）5（第6種シェアードI P - P B X契約に係るもの）の5-2-3（ユニバーサルサービス料）及び5-2-3-1（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。](#)

5～14（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2)ユニバーサルサービス料の適用	5-2-3に規定するユニバーサルサービス料は、IPセントレックス番号1番号ごとに適用します。

(3) 接続通信時間の測定等	(略)
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	(略)
(5) 国内通話に関する料金の減免	(略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2)ユニバーサルサービス料の適用	5-2-3に規定するユニバーサルサービス料は、IPセントレックス番号1番号ごとに適用します。
(3) 電話リレーサービス料の適用	5-2-3-1に規定する電話リレーサービス料は、IPセントレックス番号1番号ごとに適用します。
(4) 接続通信時間の測定等	(略)
(5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	(略)
(6) 国内通話に関する料金の減免	(略)

5-2 料金額

- 5-2-1 利用料 (略)
- 5-2-2 付加機能利用料 (略)
- 5-2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1 の I P セント レックス番号ご とに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を付した額)
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (http://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

5-2 料金額

- 5-2-1 利用料 (略)
- 5-2-2 付加機能利用料 (略)
- 5-2-3 ユニバーサルサービス料

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1 の I P セント レックス番号ご とに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を付した額)
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

5-2-3-1 電話リレーサービス料

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1 の I P セント レックス番号ご とに	1円 (1.1円)
備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。		

5-2-4 ダイヤルアウト通信料 (略) 第2 手続きに関する料金 (略) 第2表~第3表 (略) 料金表別表1~料金表別表2 (略)	5-2-4 ダイヤルアウト通信料 (略) 第2 手続きに関する料金 (略) 第2表~第3表 (略) 料金表別表1~料金表別表2 (略)
--	--